

本監第 83 号
令和5年1月24日

本巢市長 藤原 勉 様
本巢市議会議長 大西 徳三郎 様

本巢市監査委員 三田村 晃 司

本巢市監査委員 白井 悦 子

財政援助団体（補助団体）監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和4年度財政援助団体監査を実施したので、その結果報告書を同条第9項の規定により提出する。

本監第 83 号
令和5年1月24日

本巢市長 藤原 勉 様

本巢市監査委員 三田村 晃 司

本巢市監査委員 白 井 悦 子

財政援助団体（補助団体）監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和4年度財政援助団体監査を実施したので、その結果報告書を同条第9項の規定により提出する。

本監第 83 号
令和5年1月24日

本巢市議会議長 大西 徳三郎 様

本巢市監査委員 三田村 晃司

本巢市監査委員 白井 悦子

財政援助団体（補助団体）監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和4年度財政援助団体監査を実施したので、その結果報告書を同条第9項の規定により提出する。

令和4年度

財政援助団体（補助団体）監査報告書

令和5年1月24日

本巢市監査委員

財政援助団体（補助団体）監査報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理・監督の状況について、次のとおり監査を実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象及び範囲

補助団体である下記団体及び所管課における、令和3年度及び令和4年4月1日から令和4年9月30日までに行われた財政援助に係る出納その他の事務の執行状況について監査を行った。

- (1) 対象団体 身体障害者福祉協会本巣支部
所管課 健康福祉部 福祉敬愛課
- (2) 対象団体 本巣市中学校校長会（児童生徒関連事業）
所管課 教育委員会 学校教育課

2 監査の実施日

令和4年11月11日（金）

※身体障害者福祉協会本巣支部に関しては、書類の不備が認められたため、11月25日（金）及び12月26日（月）に再度監査を行った。

3 実施した監査手続

対象団体及び所管課に対し次の観点から監査を行った。

【対象団体】

- (1) 補助事業は、補助金の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金にかかる収支の会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 関係帳票の整備等は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整理、保存は適切か。
- (4) 実績報告書と決算にかかる計算書類の金額等は符号しているか。

【所管課】

- (1) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (2) 補助金の効果及び補助事業の執行を確認するため、実績報告書の審査等は適正に行われているか。
- (3) 補助事業の対象団体に対する指導監督は適切に行われているか。
- (4) 補助金の精算、返還は適正に行われているか。

第2 監査の結果等

対象団体及び所管課の出納その他事務の執行状況を監査の観点に留意し、関係書類、帳簿類の確認及び関係者から説明等を聴取することにより監査を行った。その結果、事務処理については概ね適正に処理されていると認められたが、一部に検討・改善を要する事項が認められたので、今後の事務執行にあたっては、これらの内容を十分把握し、改善等を要するものについては、その措置を講じられたい。

なお、軽易な事項は記述を省略した。

各対象団体及び所管課の監査結果は次頁以降のとおりである。

I 身体障害者福祉協会本巢支部

1 補助団体の概要

監査を実施した身体障害者福祉協会本巢支部の概要は、次のとおりである。

- (1) 事務所の所在地 本巢市下真桑1000番地
本巢市役所真正分庁舎 本巢市福祉事務所内
- (2) 代表者（支部長） 脇田 治則
- (3) 目的
会員相互の親睦と自立更生を図るとともに、身体障害者の福祉の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- (4) 事業内容
ア. 総会の開催
イ. 本部役員会及び役員会の開催
ウ. 各種事業の開催
- (5) 組織（令和4年10月30日現在）
役員 25名【支部長1名、副支部長2名、書記1名、会計1名、監事2名、理事18名（3名欠員）】 ※各分会（7名ずつ）からの互選
事務局 （規約に規定なし）
- (6) 補助金の内容
ア 補助金額 1,488,000円（事業費 2,928,948円）（令和3年度実績報告）
1,488,000円（事業費 3,446,500円）（令和4年度交付申請）
イ 根拠法令 本巢市補助金等交付規則及び同交付要綱第2条別表14 ①身体障害者福祉協会活動事業
ウ ・交付申請日 令和3年4月1日（令和4年4月1日）
・交付決定日 令和3年4月1日（令和4年4月1日）
・補助金受入日 令和3年6月10日（令和4年6月24日）
・実績報告日 令和4年4月7日
・補助金額確定日 令和4年4月8日 一部補助金返還あり（※1）
※1・・・返還金額について、過誤があったため追加の補助金返還を予定
- (7) 補助事業の具体的内容
① 講演、各種大会事業、研修会及び交流活動事業に要する経費
（当該経費の2分の1以内）

(8) 令和3年度決算状況 ※

収入の部

単位：円

科 目	決 算 額	摘 要
1 繰越金	454	令和2年度より
2 会費	400,000	年会費・入会金
3 助成金	1,488,000	本巢市より補助
4 諸収入	10,003	研修会参加費、利息等
計	1,898,457	

支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
1 総会費	0	
2 会議費	0	
3 負担金	0	
4 体育活動費	44,180	県大会・地区大会・支部大会等
5 福祉事業費	1,650,545	各分会活動費、各種福祉事業・大会参加等
6 研修会費	24,180	役員・理事研修会(県、その他)等
7 事務通信費	0	
8 慶弔費	0	
9 雑費	0	
10 返還金	179,552	令和3年度返還金
11 予備費	0	
計	1,898,457	

※実績報告時の収支決算書に過誤が発覚したため、修正後の決算値を掲載

(9) 令和4年度予算状況

提出された補助金等交付申請書の内容については、事業執行中であり補助事業の執行内容及び予算の執行状況等について説明を受けた。

なお、補助事業等の内容や補助団体の事業予算について、今後経費の配分又は執行計画に変更が生じることから、遅延なく補助事業等変更申請するなど適正に処理されることを指導し、監査報告書への詳細な記載は省略する。

2 補助団体に対する監査の結果

身体障害者福祉協会本巢支部の補助金に係る出納、その他の事務について、一部是正等を要するものが見受けられたので、以下の指摘事項等を付す。

今後はこれらのことに留意され、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 指摘事項等

ア 補助金関係書類の整備について

今回の監査をきっかけとして補助金関係書類の不備が発覚し、補助金返還の手続きが課せられることとなり、不適切であると言わざるを得ない状況となってい

る。

今後は、返還の事務手続きはもとより、団体の活動事業に沿った補助金関係書類の整備について、適切な事務の遂行に努められたい。

イ 補助団体の会計事務について

補助団体の会計事務について、会長の印漏れなど会計書類等の不備が見られたため、改善するとともに、適切な事務の遂行に努められたい。

3 所管課に対する監査の結果

所管課（福祉敬愛課）における身体障害者福祉協会本巣支部に対する補助金に係る事務処理について、一部不適切と思われる事務処理がなされ、改善等を要するものが見受けられたので以下の指摘事項等を付す。

なお、本監査において改善すべきところ等平易なことについては、その都度口頭で指導したので、今後の事務執行にあたっては、これらを十分に留意するとともに、改善等を要するものについては、その措置を講じられたい。

(1) 指導事項等

ア 補助金関係書類の整備について

事業に係る補助金の実績報告等について、実際の収支決算書に比し過誤が見つかるなど不適切な事務処理が見受けられたことにより、補助金返還の手続きが課せられることとなっている状況である。

これは補助団体への指導不足が大きな要因であると考えられることから、今後は、このようなことがないように返還の事務手続きはもとより、団体の活動事業に沿った補助金関係書類の整備について、定期的に適切な指導、助言をされたい。

イ 補助団体の会計事務について

補助団体の会計事務について、担当部局の職員が団体の現金を取り扱うことは好ましいことではないことから、団体自らが通帳等による入出金の取り扱いを行っているところであるが、会長の印漏れなど会計書類等の不備が見られたため、事務の執行に関し、適切な指導、助言をされたい。

II 本巢市小中学校校長会

1 本巢市小中学校校長会（児童生徒関連事業）の概要

監査を実施した、本巢市中学校校長会の概要は、次のとおりである。

- (1) 事務所の所在地 本巢市下真桑1000番地
- (2) 代表者（会長） 谷村 和男
- (3) 補助事業の対象経費
 - ①児童生徒会サミットに要する経費
 - ②校外活動の宿泊に要する経費
 - ③校外活動のプロジェクトアドベンチャーに要する経費
※②③小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)
 - ④広島平和研修に要する経費
 - ⑤イングリッシュキャンプに要する経費
- (4) 補助金の内容 (③・④)

[③]

- ア 補助金額 904,784 円（事業費 3,252,584 円）（令和3年度実績報告）
1,076,600 円（事業費 3,163,200 円）（令和4年度交付申請）
- イ 根拠法令 本巢市補助金等交付規則及び同要綱第2条別表 22 教育活動事業 ⑨児童生徒関連事業(小学校校外活動のプロジェクトアドベンチャーに要する経費)
- ウ・交付申請日 令和3年7月30日（令和4年8月31日）
 - ・交付決定日 令和3年7月30日（令和4年9月1日）
 - ・補助金受入日 令和3年8月20日
 - ・実績報告日 令和4年3月14日
 - ・補助金額確定日 令和4年3月14日 ※一部補助金返還あり

[④]

- ア 補助金額 457,992 円（事業費 457,992 円）（令和3年度実績報告）
10,470,000 円（事業費 22,805,787 円）（令和4年度交付申請）
- イ 根拠法令 本巢市補助金等交付規則及び同要綱第2条別表 22 教育活動事業 ⑨児童生徒関連事業(広島平和研修に要する経費)
- ウ・交付申請日 令和3年10月1日（令和4年4月1日）
 - ・交付決定日 令和3年10月1日（令和4年4月1日）
 - ・補助金受入日 令和3年10月20日（令和4年5月27日）
 - ・変更交付申請日 令和4年3月11日
 - ・実績報告日 令和4年3月28日
 - ・補助金額確定日 令和4年3月31日

(5) 補助事業の具体的内容 (③・④)

[③] (児童1人当たり2,800円以内)

[④] (生徒及び引率者1人当たり30,000円以内)

(6) 令和3年度決算状況 (③・④)

[③]

収入の部

単位：円

科 目	決 算 額	摘 要
1 市補助金	823,200	児童数294人
2 負担金	143,000	500円×286人
3 貯金利息	2	
計	966,202	

支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
1 研修費	943,800	
2 振込手数料	2,180	
計	945,980	

収入合計 966,202 円 支出合計 945,980 円 収支差引残額 20,222 円

[④]

収入の部

単位：円

科 目	決 算 額	摘 要
1 市補助金	457,992	本巢中63人、真正中84人、糸貫中143人、根尾中8人 (同時で研修は中止となり企画料のみの支出)
2 貯金利息	1	
計	457,993	

支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
1 研修費	456,903	
2 振込手数料	1,090	
計	457,993	

収入合計 966,202 円 支出合計 945,980 円 収支差引残額 20,222 円

(7) 令和4年度予算状況 (③・④)

提出された補助金等交付申請書の内容については、事業執行中であり補助事業の執行内容及び予算の執行状況等について説明を受けた。

なお、各補助事業等の内容や事業予算について、今後経費の配分又は執行計画に大きな変更が生じる場合は、遅延なく補助事業等変更申請するなど適正に処理されることを指導し、監査報告書への詳細な記載は省略する。

2 補助団体に対する監査の結果

本巢市中学校校長会（児童生徒関連事業）への補助金に係る出納その他の事務について、概ね適正に処理されているものと認められた。

この児童生徒関連事業については、児童生徒会サミット、校外活動、プロジェクトアドベンチャー、広島平和研修、イングリッシュキャンプなど様々な活動に関しての補助事業が想定されている。今後もそれぞれの目的に合わせた適切な事業の遂行により児童・生徒の健全育成がより一層図られるよう望むものである。

3 所管課に対する監査の結果

所管課（学校教育課）における本巣市中学校校長会（児童生徒関連事業）に対する補助金に係る事務処理は適正に執行されており、指導監督についても、適切に行われているものと認められた。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	5	1

監査結果報告書	令和5年1月24日監査結果報告(令和4年11月12・25日、12月26日実施)
対象監査	令和4年度財政援助団体等(補助団体)監査
対象部署	健康福祉部 福祉敬愛課(身体障害者福祉協会本巣支部)
指摘事項	補助金関係書類の整備について
指摘内容	<p>事業に係る補助金の実績報告等について、実際の収支決算書に比し過誤が見つかるなど不適切な事務処理が見受けられたことにより、補助金返還の手続きが課せられることとなっている状況である。</p> <p>これは補助団体への指導不足が大きな要因であると考えられることから、今後は、このようなことがないよう返還の事務手続きはもとより、団体の活動事業に沿った補助金関係書類の整備について、定期的に適切な指導、助言をされたい。</p>
改善措置通知日	令和5年2月1日 改善措置通知
改善措置内容	<p>不適切な事務処理により発生した補助金の返還については、団体に返還計画書の作成を求め、計画に沿った返還が行われるよう指導します。今後、収支決算書、会計書類、通帳に過誤がないか適宜、確認を行います。</p> <p>また、申請時から団体の活動事業について事業内容を精査するとともに、事業に伴う予算の執行における補助金関係書類の整備について指導・助言を定期的に行ってまいります。</p>
改善措置公表日	令和5年2月3日 改善措置公表

<留意事項>

※対象部署担当課は、太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は、改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は、改善結果(又は改善計画)の時期及び方法を具体的に記入してください。

※改善措置内容については、必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票の内容については、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	5	2

監査結果報告書	令和5年1月24日監査結果報告(令和4年11月12・25日、12月26日実施)
対象監査	令和4年度財政援助団体等(補助団体)監査
対象部署	健康福祉部 福祉敬愛課(身体障害者福祉協会本巣支部)
指摘事項	補助団体の会計事務について
指摘内容	補助団体の会計事務について、担当部局の職員が団体の現金を取り扱うことは好ましいことではないことから、団体自らが通帳等によるの入出金の取り扱いを行っているところであるが、会長の印漏れなど会計書類等の不備が見られたため、適切な事務の執行に関し、適切な指導、助言をされたい。
改善措置通知日	令和5年2月1日 改善措置通知
改善措置内容	会計処理の不備については、今年度、指導を行い、適正に処理すべく改善を図りました。引き続き来年度以降も会計書類等の不備がないよう指導、助言に努めます。 また、会計事務について、当該団体以外の外部機関に委託することを含め、検討します。
改善措置公表日	令和5年2月3日 改善措置公表

<留意事項>

※対象部署担当課は、太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は、改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は、改善結果(又は改善計画)の時期及び方法を具体的に記入してください。

※改善措置内容については、必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票の内容については、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。